

児島湖畔環境保全アダプト推進事業実施要領

(目的)

第1条 児島湖畔環境保全アダプト推進事業（以下「事業」という。）は、児島湖流域住民及び企業等の団体（以下「活動団体」という。）が県と流域市町の支援のもとに、ボランティアとして県民の共有財産である児島湖畔の清掃美化等の活動を行い、もって児島湖畔の環境保全を推進することを目的とする。

(活動団体)

第2条 活動団体は、事業に賛同する環境保護団体、町内会、老人クラブ、婦人会、生徒会、企業等の団体とする。

(事業参加)

第3条 事業に参加しようとする活動団体の代表者は、活動対象区間の存する市町長（以下「市町長」という。）を経由して知事に活動団体認定申込書（様式1）を提出するものとする。

(認定)

第4条 知事は、必要に応じて市町長及び活動対象区間の管理者の意見を聴き、審査の上活動団体を認定するものとする。

2 知事は、活動団体を認定したときは、活動団体に活動団体認定書（様式2）を送付するものとする。

(合意書締結)

第5条 認定された活動団体は、市町長及び知事との三者で事業実施合意書を締結するものとする。

(事業内容等)

第6条 事業は児島湖畔の延長200m以上を対象として、清掃、草刈り、浮遊ゴミの回収、植栽管理等の清掃美化活動を原則として年2回以上行うものとし、あらかじめ認定申請の際申し出るものとする。

(実施期間)

第7条 実施期間は、合意書を締結した日（以下「締結日」という。）から、締結日の属する年度の3月31日までとする。

2 実施期間の満了日までに活動団体、市または県から更新しない旨の意思表示がない場合は、活動団体としての認定は同一の内容で1年間自動更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとする。

(報告)

第8条 活動団体は、活動終了後、その日から起算して20日を経過した日又は3月末日のいずれか早い日までに当該年度の活動報告書(様式3)を提出するものとする。

附 則

この要領は、平成14年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月29日から施行する。